

しんきんの住宅プラン 『安心未来』～スマイルわが家～
 ((一社)しんきん保証基金保証付)

一関信用金庫
 令和6年4月1日現在

1. 商品名	・ しんきん保証基金保証付住宅ローン 『安心未来』～スマイルわが家～ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: flex; justify-content: space-around; text-align: center;"> 住宅プランA 住宅プランB 住宅プランC 住宅プランD 住宅プランE </div> ※お申込内容により各プランが決定いたします。
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年齢が満20歳以上満70歳未満で最終返済時満80歳以下の方 ・ 当金庫の会員または当金庫の会員となれる方 (当金庫の営業地域内に居住・住所を有するか、または当金庫の営業地域内にある事業所に勤務する方) ・ 会社員・公務員の場合は勤続年数1年以上の方 (「定年退職後の継続雇用の特例」に該当する場合は、契約社員・嘱託社員も該当となります) ・ 法人役員の場合は勤続年数3年以上、自営業の場合は営業年数3年以上の方 ・ 年金を受給中の方(老齢や退職を支払事由とする公的年金を受給の方) ・ 安定継続した収入があり、かつ申込人本人の前年の年収が100万円以上の方 ・ (一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方 ・ 団体信用生命保険に加入できる方(保険料は当金庫が支払います) ・ 当金庫の融資審査基準を満たし返済が確実であると見込まれる方
3. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一戸建て(新築・中古)購入資金(店舗併用住宅は居住用面積50%以上) ・ 一戸建ての新築資金(店舗併用住宅は居住用面積50%以上) ・ マンション(新築・中古)購入資金(100%居住用のみに限ります) ・ 増改築・リフォーム資金(エコ関連設備の購入・設置を含みます) ・ 土地のみ購入資金(ただし、隣地購入・底地購入・家族のための購入のみ) ・ 肩代り資金(返済実績1年以上、直近1年間延滞が1度もないこと、借地上建物は対象外) ・ 付帯費用(住替えに伴う住宅ローン残債(売却損)) ・ 上記に関する諸費用(登記費用・保証料・火災保険料・設計監理料・繰上完済手数料等)
4. ご融資限度額	・ 50万円以上10,000万円以内(1万円単位、借地上の建物の場合は、3,000万円以内)
5. ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 借地以外の場合 1年以上40年以内 返済期間の延長 ライフイベント(出産・育児、子の大学等への進学、家族の介護)発生による元金返済据え置き 後に返済期間を延長する場合は、当初貸付日から40年以内かつ最終返済時年齢が満80歳以下となります ・ 借地の場合 1年以上30年以内 ※賃借権または地上権に期間の定めがある場合は、その残存期間内に貸付が完済される予定であること 返済期間の延長 ライフイベント(出産・育児、子の大学等への進学、家族の介護)発生による元金返済据え置き 後に返済期間を延長する場合は、当初貸付日から30年以内かつ最終返済時年齢が満80歳以下となります
6. ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当金庫所定の利率によります(金利については窓口でお問い合わせください) 【変動金利型(周期変動)】ご利用の場合 ・ お借入後の利率は当金庫所定の基準金利(いちしん新短期プライムレート)の変更に伴いその変更幅と同じだけ引き下げ、または引き上げられます。見直しは毎年4月1日と10月1日(休日の場合は翌営業日)現在の「いちしん新短期プライムレート」を基準として年2回行います。見直し後の新利率は毎年6月(7月返済分)及び12月(1月返済分)の約定返済日から適用いたします ・ 変動金利型を選択された場合、固定金利選択型(固定金利特約型への変更)はできません

しんきんの住宅プラン 『安心未来』～スマイルわが家～
 ((一社)しんきん保証基金保証付)

一関信用金庫
 令和6年4月1日現在

<p>6. ご融資利率</p>	<p>【固定金利選択型（5年または10年選択）】ご利用の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 固定金利選択型（例として5年を選択された場合）についてお借入当初の金利が適用されるのは固定金利期間（当初5年）に限ります。固定金利期間中は他の金利タイプへの変更はできません。5年経過時点で再度その時点での固定金利（期間3年、5年、10年のいずれか）を選択することもできますが、その時点での新利率にて再度固定金利を選択いただけません。なお、固定金利選択の申し出がない場合は、変動金利（周期変動）へ変更いたします
<p>7. ご返済方法等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 次の中からご返済方法を選択していただきます <ol style="list-style-type: none"> 毎月元利均等返済 毎月元金均等返済 <p>※ボーナス併用返済については、1または2のいずれの方法でもご利用できます。なお、ボーナス払いは6か月ごととし、ご融資金額の50%以内（1万円単位）とします。また、ライフイベント以外の元金返済据置期間は、1年以内とします</p> 次のライフイベントに該当する場合は、お申し出の都度、元金返済を据え置き利息のみの支払いとすることができます。なお、直近3ヵ月の本ローンの返済に遅れないことを条件とします ライフイベント <p>次のいずれかに該当する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 産前産後の出産休暇の取得、育児休暇の取得、子育てに伴う時短勤務による一時的な収入減少が発生した場合 子どもが短大、専門学校、大学、大学院に在学している場合 介護休暇の取得、介護に伴う時短勤務による一時的な収入減少が発生した場合 元金返済据え置きの申出回数に制限はありませんが、元金返済据え置き期間は、通算6年以内とします 元金据え置き期間は、次のとおりとなります <ol style="list-style-type: none"> 休業開始日（休業開始後にお申込みの場合は申出日）の翌月の返済日から、休業終了日翌月の返済日まで 大学等の入学予定日（入学後にお申込みの場合は申出日）の翌月の返済日から、卒業予定日の翌月の返済日まで 本ローン実行時点で、上記1.～3.のライフイベントに該当している場合も、元金返済の据え置きが可能です 上記1.～3.の申込人には、連帯債務者も含まれますが、連帯保証人・所得合算者は含まれません 元金返済の据え置きを行う場合、当金庫所定の条件変更手数料が必要となります 元金返済据え置き終了後の返済方法 <ol style="list-style-type: none"> 最終返済期限を変更しないで、元金の毎月返済を再開する 返済期間を延長し、元金の毎月返済を再開する <p>上記にかかる延長期間は申し出の都度、元金返済の据え置き期間の範囲内とします また、元金返済の据え置き後の返済額（元利金）は、当初返済額（元利金）の50%以上かつ未収利息が生じない額とします</p> 変動金利型をご利用の場合 <ol style="list-style-type: none"> 毎月の返済額は5年間（10月1日を基準日とする、お借入利率の見直しを5回行うまで）は変更致しません。したがって、お借入金利に変更があった場合、元金と利息の内訳を調整致します 5年ごとに返済金額の見直しをする際、返済額が増加する場合は、旧返済額の1.25倍を上限とします。

しんきんの住宅プラン 『安心未来』～スマイルわが家～
 ((一社)しんきん保証基金保証付)

一関信用金庫
 令和6年4月1日現在

<p>8. ライフイベント発生時の元金返済の据え置きのお申込みの際には、次の書類等をご用意いただくもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフイベント発生時の元金返済の据え置きのお申込みの際には、次の書類等をご用意ください 1. 産前産後の出産休暇の取得、育児休暇の取得、子育てに伴う時短勤務による場合 出産休暇・育児休暇の取得や時短勤務の状況（期間など）がわかるもの（写） ※母子手帳、育児休業取扱通知書、勤務先に提出した申請書 ※勤務先から受領した休暇・時短勤務承認書等 2. 子供が短大、専門学校、大学、大学院に在学中の場合 子供が短大、専門学校、大学、大学院に在学していることがわかるもの（写） ※入学通知書、在学証明書、学生証等 3. 介護休暇の取得、介護に伴う時短勤務による場合 介護休暇の取得や時短勤務の状況（期間など）がわかるもの（写） ※介護休業取扱通知書、勤務先に提出した申請書 ※勤務先から受領した休暇・時短勤務承認書等 										
<p>9. 担保・保証人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ (一社)しんきん保証基金の保証をご利用いただきますので原則として保証人は必要ありません ・ 年収合算者及び担保提供者は連帯保証人または連帯債務者となります ・ 担保は不動産（土地、建物）に対して、当金庫が第1順位の抵当権を設定させていただきます ・ 担保物件（建物）に対して長期火災保険（原則として保険料は長期一括前払い）に加入していただきます ・ 保険金額は建物の時価としていただきます 										
<p>10. 保証料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保証料につきましては、<u>ご融資利率に下記年利率を上乗せし毎月お支払いいただきます</u> ・ なお、保証料率の上乗せはご利用期間の全期間となります ・ ※お申込内容により決定した各コースに応じた保証料率が上乗せ金利となります <table border="1" data-bbox="475 1182 1251 1263"> <thead> <tr> <th>住宅プランA</th> <th>住宅プランB</th> <th>住宅プランC</th> <th>住宅プランD</th> <th>住宅プランE</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年0.07%</td> <td>年0.13%</td> <td>年0.18%</td> <td>年0.26%</td> <td>年0.36%</td> </tr> </tbody> </table>	住宅プランA	住宅プランB	住宅プランC	住宅プランD	住宅プランE	年0.07%	年0.13%	年0.18%	年0.26%	年0.36%
住宅プランA	住宅プランB	住宅プランC	住宅プランD	住宅プランE							
年0.07%	年0.13%	年0.18%	年0.26%	年0.36%							
<p>11. 手数料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅ローンご融資に伴い、下記の取扱手数料をお支払いいただきます ・ 住宅ローン取扱手数料（不動産担保取扱手数料を含む）33,000円（税込） ※当金庫営業地域以外の不動産調査の場合は別途 33,000円（税込）加算 ・ 繰上償還手数料 （固定金利選択型の固定金利特約期間の場合） 一部繰上償還手数料 22,000円（税込） ・ 全部繰上償還手数料 55,000円（税込） （上記以外の場合） 一部・全部繰上償還手数料 3,300円（税込） ・ 変更手数料 担保権の変更手数料 5,500円（税込） 証書貸付条件変更手数料 5,500円（税込） 										
<p>12. 団体信用生命保険（団信）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として団信に加入いただきます。 ・ ※がん団信（がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険）の保険料は当金庫が負担いたします。 ・ がん団信の他、以下の団信を選択することができます。 1. リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険（一般団信） 2. 3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 3. しんきんフルサポート団信（信用金庫団体信用就業不能補償保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険） ・ ※がん団信との重複加入はできません 										

しんきんの住宅プラン 『安心未来』～スマイルわが家～
 ((一社)しんきん保証基金保証付)

一関信用金庫
 令和6年4月1日現在

<p>1 2. 団体信用生命 保険 (団信)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>上記1.～3.の保険料の一部をお客様にご負担いただきます。</u> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「一般団信」にご加入の場合 (ご融資金利に年0.1%プラス) 2. 「3大疾病団信」にご加入の場合 (ご融資金利に年0.2%プラス) 3. 「フルサポート団信」にご加入の場合 (ご融資金利に年0.3%プラス) ・ 連帯債務でご利用の場合 「夫婦連生団信」で、連帯債務者の夫婦それぞれに住宅ローン残高全額を付保できます ※詳細につきましては、当金庫の融資窓口にお問い合わせください
<p>1 3. 苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部署 (9時～17時、電話：0191-23-6111) にお申し出ください。 紛争解決措置：東京弁護士会 (電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会 (電話03-3581-2249) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部署または全国しんきん相談所 (9時～17時、電話：03-3517-5825) にお申し出ください。 また、お客様から、上記東京の弁護士会 (東京三弁護士会) に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます その際には、1お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法 (現地調停)、 2当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法 (移管調停) もあります 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部署または全国しんきん相談所にお問い合わせください
<p>1 4. そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ お申込に際しては事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。また現在のご融資利率やご返済の試算については当金庫の本支店にお問い合わせください